

令和5年度

学校園に対する教育方針

令和5年4月

泉大津市教育委員会

目 次

はじめに	1~2
令和4年度の実践重点の総括	3~12
令和5年度実践重点	13~17
重点 1	カリキュラム・マネジメントの充実と学校経営力の向上
重点 2	人権教育の推進
重点 3	確かな学力をはぐくむ学習機会の充実
重点 4	支援教育の充実
重点 5	いじめ・不登校への実践重点の推進
重点 6	外国語教育の充実
重点 7	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進
重点 8	一貫した教育の推進
本 編	18~33
第 1 章	一貫性のある学びの育成
第 2 章	豊かな心と健やかな身体の育成
第 3 章	子どもをはぐくむ学校力・教師力の向上
第 4 章	地域の豊かな学びの育成
第 5 章	安全安心な学びの充実

はじめに

令和4年度は、全小中学校においてコミュニティー・スクールが開始されました。また、学校図書館の地域開放を行う学校も2校増え、本年度で5校となり、地域とともにある学校づくりが行われてきております。

特色ある学校づくりが充実し始めており、本市独自の「英語イマージョン教育」のモデル校の実践をはじめ、各学校の取組みが「令和4年度 大阪府こころの再生府民運動SDGs部門」でのスクール表彰校、「令和5年度 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体」での文部科学大臣表彰校、「令和5年度～ 文部科学省 研究開発学校」の指定校として選出されるなど、社会的にも認知されています。

学校では、令和元年度末から世界規模で社会活動全般に大きな影響をもたらした新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策へのアンテナを高く持ち、子どもたちの安心・安全を確保しながら子どもたちの学びを止めることなく学校教育活動を行っていただきました。

折しも、令和元年度は小学校、令和2年度は中学校の学習指導要領が全面实施され、国のGIGAスクール構想が開始された時期でした。

特に、児童生徒一人一台端末の配備は、教職員の端末の操作や指導スキルの取得、授業実践、端末を活用した家庭学習の在り方等、日々試行錯誤と研鑽を積んでいただきました。

従来の教育活動と異なる様々な局面の中において、新たな発見や知見が蓄積されてきています。

- ・コロナ禍における教育活動の制限の中での行事の精選
- ・児童生徒一人一台端末配備によるオンライン授業の実施
様々な事情で学校に来ることができない児童生徒において、学ぶ機会の保障
- ・学習指導要領の全面实施による子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」、学んだことを活かしたり、社会とのつながりを感じたりする機会の増加

令和4年4月に文部科学省から「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」が出されました。通知は支援学級在籍の児童生徒に対し「適切な学びの場」の再確認となっていますが、考え方を拡大し、全ての子どもたち一人ひとりが学んでいる場が「適切な学びの場」となっているか考えていただきたいと思います。

「学んでいる内容は」、「学び方は」等…個別最適な学びにつながっているでしょうか。

「学んでいる集団は」…協働的に学べているでしょうか。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実とはどのような姿でしょうか。

学校は、「子どもたちのよいところを見つけ、伸ばす場」となっているでしょうか。

学校だけが学びの場でしょうか。

社会の様々な変化とともに学校教育活動も変化や変革を求められています。

今、企業は人権をベースにしたものになってきております。(人権デューデリジェンス)

学校園は子どもたちが人権感覚を育む最適な場であり、子どもたち自身が大切にされ、また他者へも思いやりの心を育てたいと願っています。

子どもの権利条約や子ども基本法に基づき、令和4年12月に生徒指導提要の改訂が行われました。また、令和5年4月からこども家庭庁が発足します。

「子どもが意見を表明し参加できること」…学校においても機を捉え実践していただきたいと思います。

学校現場に求められることは年々増え続け、時には耐えられないと感じることもあると思います。

一人で取組むのではなく、学校管理職をはじめとした教職員チームで、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど学校に関わる専門家の力も得ながら取り組んでいただきたいと思います。本市においては、介助員・特別支援員、スクールサポートスタッフ、学校図書館司書、家庭教育支援サポーター、情報通信技術支援員（ICT支援員）、サポートセンターのスタッフ、教育相談員など学校支援をして下さる方も大勢いらっしゃいます。

何よりも、コミュニティ・スクールが発足しています。

多くの方々の力を得ながら、子どもたちにとって必要なことに取り組んでいただきたいと思います。

「教職員の働き方改革」が唱えられて数年経ちます。

デジタル化に慣れることに時間を要することがあるかもしれませんが、持続可能な学校となるためにも、また、教職員一人ひとりの健康保持のためにも、仕事の効率化を図って下さい。仕事の効率化で生み出された時間を、是非、子どもたちの明日の学びへつなげていただく時間として下さい。

「教師主導の学び」から「学習者主体の学び」への転換期です。子どもたちの「伴走者」としての教職員となるためにも、本市の教育基本理念「つながりからはじまる学びの環」を教職員にも当てはめ、「学び続ける教職員」を探究していただきたいと思います。

この「学校園に対する教育方針」は、市作成の「泉大津市教育振興基本計画」及び府作成の「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」、本市の学校状況を踏まえ、各学校園に共通する教育の基本方針として、本年度の取組みの重点等について示したものです。各学校においては、「学校園に対する教育方針」の内容を十分理解の上、それぞれが持つ「学校力」をさらに高め、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校園づくりを進めてほしいと考えております。

今後も本市の教育が、子どもたちの未来を拓くものとなるよう、教育活動の一層の充実に努めていただくことを期待いたします。

【令和4年度の取組みの重点の総括】

重点1 カリキュラム・マネジメントの充実と学校経営力の向上

- ・コロナ禍での教育活動も3年目となり、各学校においては感染対策を講じながら工夫を凝らした教育活動を行った。一人一台端末の活用を中心としたICTの効果的な活用があらゆる教育活動の場面で発揮されてきたこと、行事の企画を児童・生徒とともに行うことで、児童・生徒自身に主体性と達成感をもたらすことができた。特に中学校における生徒の自己肯定感の向上はめざましく、社会の担い手となる子どもたちの育成に大きく貢献したと捉えている。
- ・小学校5年生及び中学校2年生の学習意識調査の回答及びこの数年間の学力調査における児童生徒質問紙の肯定的回答が80%を超えていることから「主体的・対話的で深い学び」の実現が図られており、教科の学習においては、単元目標をその当該教科や学校を越えた実社会と結びつくものに設定したり、世界の課題を解決するものに設定したりすることで「何のために学ぶのか」「どのように学ぶのか」がより明確になり、子どもたちの主体性を引き出す授業の実践が図られている。
- ・各校の学校教育自己診断においても、児童生徒・保護者・教職員の回答から教育活動の充実を推察できる項目も増え、特色ある取組みや学校の教育力を高める「学校の強み」の指標として引き続き参考にしていきたい。
- ・「学校グランドデザイン」について一昨年度から策定し、実践2年目であったが、1年目の改善点を生かし、教育活動を意図的につなげ、カリキュラム・マネジメントの観点を充実させて、めざす子ども像の実現に向け取り組んだ学校が増えた。今後、特色ある学校の取組みを深めていっていただきたい。

① 「学校経営計画」の数値目標の達成率

学校経営における目標達成率 小学校 37.5% 中学校 33.3%

② 学校ホームページの閲覧者数

この数年、保護者等は学校ホームページからコロナ感染による学級閉鎖等の情報収集をしており、学級閉鎖等の機会が減少したこともあり、今年度は大半の学校で昨年度を下回った。(昨年度比 0.85)

しかしながら、過去5年間の推移において、閲覧者数はコロナ以前と比べるとH30の2.7倍、R元年の1.7倍と伸びており、保護者や地域の方々が情報収集する手立てとして定着してきた。今後、学校の特色ある取組みを広く

社会に発信していただきたい。

【成果指標】

- ① 「学校経営計画」の数値目標の達成率
- ② 学校ホームページの閲覧者数

重点2 人権教育の推進

- ・各校園所において作成した「人権教育推進計画」「人権教育保育計画」に沿って、人権教育を推進した。
- ・あらゆる教育活動において、すべての子どもの人権を大切にされた教育活動を行うため、また、市内の人権課題の解決のため、夏の教職員全体研修会において、性の多様性をテーマとして人権研修を実施するとともに、全校園所の担当者を対象にした研修も年3回実施し、教職員の人権に関する正しい理解を深め、教員の人権感覚の醸成も図った。府主催の研修会への積極的な参加も促し、研修受講後は各校園所にて伝達講習を実施し、人権教育の推進に努めた。
- ・各校園所の人権教育の集大成として、幼児・児童生徒が主体的に学び感じたことを言葉や絵画で表現し、人権作品集としてまとめ刊行した。

① 「人権教育推進計画」の内容の充実

人権教育推進計画については、幼児児童生徒、学校や地域の実態等を踏まえ、日常的に人権感覚の醸成を図るものである必要がある。全校の推進計画において、人権教育のねらいと取組みが記載されており、一定の推進を図れるものであると考えられるが、今後、各学年、各教科等との関係性や年間計画についても、さらに充実させていく必要がある。

② 「教職員意識調査」における教職員の人権感覚の向上に関する項目

【担当しているクラスや授業の児童生徒についての話題（良かった点等）が職員室でよくあがる。】

肯定的回答 1学期：83.7% → 2学期：87.2%

【成果指標】

- ① 「人権教育推進計画」の内容の充実
- ② 「教職員意識調査」における教職員の人権感覚の向上に関する項目

重点3 確かな学力をはぐくむ学習機会の充実

- ・令和4年度「全国学力・学習状況調査（小6・中3）」の実施後、結果が公表される前に、課題と考える問題の自校採点を行い、児童・生徒の現状や求められる学力について早期に検証し、学校の取組みに生かした。
- ・「全国学力・学習状況調査（小6・中3）」「大阪府チャレンジテスト（中3）」「大阪府チャレンジテスト（中1・中2）」の結果は、市全体のまとめを指導課で作成し、校長会、授業づくりの担当者会で伝達した。また、各校では自校データと市データをもとに自校の分析を進めた。
- ・授業づくり担当者会では、学校ごとの分析結果を資料として活用し、成果と課題を交流して、他校の取組みに学ぶ他、分析方法、職員への伝え方などについても意見を交換し、分析力の向上も図った。
- ・年度後半に一人一台端末に電子書籍を導入し、読書環境の充実を図った。
- ・学校図書館モデル校においては、1学年につき年間3単元以上で一人1冊以上の図書資料を活用する取組みを行った。また、単元ごとに関連資料を各学年に貸し出すとともに、資料の収集については、市立図書館と協働した。取組み内容は担当者会、司書連絡会において各校に周知し、同様の取組みを行う学校数も増えた。

①「小5中2学習意識調査（毎学期実施）」における言語活動および不読率に関する項目

- ・「授業で自分の意見や考えを伝える場面がありますか」（12月末現在）
小学校：84.3% 中学校：82.3%
- ・「授業で、話し合う活動や調べ学習等により課題と向き合う活動を行っていますか」（12月末現在）
小学校：89.8% 中学校：93.3%
- ・「不読率」（12月末現在）
小学校：20.5%（R4学調全国平均：26.3%）
中学校：40.1%（R4学調全国平均：39.0%）

②「教職員意識調査」におけるPDCAサイクルの活性化に関する項目

- ・すべての学校で、「全国学力・学習状況調査（小6・中3）」の結果を分析、校内で共有する機会を設けた。
- ・分析結果をもとにした取組みについては、授業づくり担当者会、および学校訪問ヒアリングにおいて各校から報告を受け、PDCAサイクルの進捗を把握した。
- ・学校の状況に応じて、学校のPDCAサイクルの活性化に関する研修を行っ

た。

③「全国学力・学習状況調査」および大阪府の独自テストの結果

- ・対府の正答率について、小学校では、国語における R3 からの変化はなかったが、算数で、R3 をやや下回った。
- ・対府の正答率について、中学校では、国語も数学も R3 より上回った。
- ・全国学調通過率

小学校 国語：50% 小学校 算数：100% 小学校 理科：50%
中学校 国語：87.5% 中学校 数学：100% 中学校理科：66.7%

チャレンジテスト

- ・正答率は全体として大阪府を下回った。
中1：国-3.7 (pt) 数-4.8 (pt) 英-5.7 (pt)
中2：国-4.2 (pt) 社-3.3 (pt) 数-5.4 (pt)
 理-4.5 (pt) 英-8.3 (pt)

すくすくウォッチ

- ・正答率は全体として大阪府を上回った。
5年：国語+0.2 (pt) 算数+1.1 (pt) 理科+2.7 (pt)
5・6年：わくわく問題+0.2 (pt)

④各校設定の指標

- ・学校訪問ヒアリングにおいて、各校の進捗状況を把握した。

⑤「全国学力・学習状況調査における学校質問紙」

- ・「児童・生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を学ぶ校内研修を行っていますか」

小学校：100% 中学校：100%

- ・「児童・生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを活用していますか」

小学校：100% 中学校：66.7%

- ・どの学校においても、一人一台端末を普通の授業で使用する光景が見られ、毎日の持ち帰りも実施され、活用頻度は大阪府・全国を大きく上回っている。一人一台端末の普段使いと持ち帰りによって、学習に必要な教材や情報の差が減少し、全ての児童生徒の学習機会を充実させることにつながっている。

- ・小学校のプログラミング教育においては、一人一台端末を活用することで、全ての児童がビジュアルプログラミングへの取組みを充実させることができている。ロボットプログラミングの充実に向けて、教材を各校及び支援センターに配備し、担当者を対象に研修を行った。6年間の系統性を重視するうえで、各校の状況や使用する教材を踏まえて、具体的な指導計画表を作成する必要がある。

【成果指標】

- ①「小5中2学習意識調査（毎学期実施）」における言語活動および不読率に関する項目
- ②「教職員意識調査」におけるPDCAサイクルの活性化に関する項目
- ③「全国学力・学習状況調査」および大阪府の独自テストの結果
- ④「全国学力・学習状況調査における学校質問紙」

重点4 支援教育の充実

- ・「個別の教育支援計画」については、すべての小・中学校において、目標設定及び合理的配慮の内容を保護者とともに確認し、必要に応じて年度途中での加筆・修正を行った。
 - ・「個別の指導計画」については、支援学級に在籍する児童生徒すべての教科ごとの長期目標・短期目標・指導内容・配慮事項を記入した。また、「個別の指導計画」の通知表化に向け、小中学校3校をモデル校とし、研究・実践に取り組んだ。
 - ・市内全小・中学校において、支援学級在籍児童・生徒、通級指導教室に通う児童・生徒、通常の学級に在籍し発達障がいと思われる児童・生徒全員に対して「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成することができた。
 - ・「個別の指導計画」については、通知表化をめざし、今年度小学校2校、中学校1校をモデル校として検討を進めた。その際には、地域支援整備事業を活用し、府立支援学校からリーディングスタッフに講師を依頼し、アドバイスを受けた。
 - ・支援学級担任等を対象とした、自立活動についての研究授業・研修を5回実施した。自立活動の学習指導要領上の根拠、目標設定の考え方、授業づくりと実施、リフレクション（振り返り）など、自立活動のPDCAそれぞれの場面に焦点をあてた研修を実施したことにより、支援学級担任の自立活動への理解や、スキルが向上した。
- 学識及びリーディングスタッフの指導助言やグループワークを通し、授業を

通したアセスメントの重要性が確認され、学校全体で共有していくための特別支援コーディネーターを中心とした連携方法について見識が深まった。

- ・特別支援コーディネーターへの研修として実施していた「ビジョントレーニング」については、各校において実践し、その結果を共有する研修を実施した。
- ・就学相談において、児童が安心して就学できること、児童にとって長期的な視点で適切な学びの場を決定することをめざし、各保護者と3回ずつ面談を行った。家庭での子どもの実態を詳細に聞き取るとともに、心理士による心理検査の実施と保護者へのフィードバックを行った。さらに就学前相談を行った全ての園児が在籍している就学前施設（私立を含む）へ、園児の保育の様子の観察及び教職員からの聞き取りを行った。就学支援委員会では、家庭・園での様子・当該児の発達検査の結果や保護者の願い等をもとに関係機関や大学教授、心理士等の専門家からの意見も踏まえた総合的な協議を行い、その後の面談において、全ての保護者と合意をはかり、進学先における学びの場を決定することができた。
- ・小学校から中学校へ進学する際の校種間の引継ぎについては、教職員間の引継ぎに合わせて、保護者の同意を得て、該当児童全員の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の引継ぎも実施した。
- ・令和3年度から取り組んでいた、障がいを持つ小学6年生で中学校での支援学級入級を検討している保護者を対象にした「保護者説明会」を小学5年生・6年生の保護者対象とすることで、進学に向けて長期的な考え方で検討できるようにした。また、就学前の保護者対象の保護者説明会、途中入級を検討している保護者対象の保護者説明会も実施し、支援学級の定義と特別の教育課程等について、学びの場の見直しも含めて、周知することができた。

①「個別の指導計画」における、教科ごとの長期目標の設定と通知表への活用
教科ごとの長期目標の設定は全校において取り組んだ。通知表化に向けてはモデル校3校で研究を行った。

②「個別の指導計画」における、自立活動の学習指導要領における区分設定
全校において、自立活動の学習指導要領における区分設定を視野に入れて取り組んだ。

【成果指標】

- ① 「個別の指導計画」における、教科ごとの長期目標の設定と通知表への活用
- ② 「個別の指導計画」における、自立活動の学習指導要領における区分設定

重点5 いじめ・不登校・子ども理解への取組みの推進

・学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の校内組織を設置し、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見および対応に関する取組みを組織的に行うことができた。また、いじめ防止相談ツール「マモレポ」への相談、いじめアンケートやスクリーニングを活用した児童生徒一人ひとりの実態把握等、軽微なものであっても情報収集および情報共有することでチームでの対応ができた。さらに、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や家庭教育支援サポーター等の支援人材と連携した対応を行った。

・不登校児童生徒数の抑制に向けて、スクリーニングの活用やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した教育相談体制の推進を図ることができた。

・「5つのレベルに応じた不登校対応チャート」を活用し、10日前後の欠席や遅刻の増加等が見られる児童生徒についても校内で情報共有するとともに、専門家等と連携して対応することについての意識の醸成を図った。

・いじめ重大事態を引き起こさないために早期発見・早期対応についての研修会を実施し、各校における組織的ないじめ対応の推進を図った。今後も「いじめゼロ」ではなく、「いじめ見逃しゼロ」をめざすとともに、いじめの未然防止に向け、全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導や課題未然防止教育の推進が求められる。

- ① 「意識調査・社会性測定用尺度」における学校が楽しい居場所となっていることに関する項目：82.5%
- ② いじめ解消率（12月末現在）：67.4%
- ③ 不登校児童生徒の出現率（12月末現在）：1.60%

【成果指標】

- ①「意識調査・社会性測定用尺度」における学校が楽しい居場所となっていることに関する項目
- ②いじめ事案の解消率
- ③不登校児童・生徒の出現率

重点6 外国語教育の充実

・小学校においては、中学校英語の安易な前倒しではなく、発達段階や児童の実態に応じた英語への慣れ親しみや主体的なコミュニケーションの楽しさを

充実させる授業づくりが推進された。各学校及び指導者自身のカリキュラム・マネジメントへの意識を高め、他教科や学校行事、地域社会と関連させた学習計画により、言語活動の目的・場面・状況の設定が充実した授業が、どの教室においても展開されることが肝要である。

・小学校外国語専科教員及び小中連携専科教員による公開授業を年3回行い、コミュニケーションを行う目的・場面・状況の充実と、学習評価の妥当性と信頼性の向上について検討した。公開授業には、英語コーディネーター及び中学校英語担当教員も参加し小中連携をどのように推進していけるか協議を行った。

・中学校においては、言語活動を通じた授業づくりとスピーキングテストの充実について共通理解を図るとともに、各校英語教育推進教師による公開授業を行った。一方で、「知識・技能」の定着については大きな課題がある。

①「学習意識調査」の英語・外国語に関する項目「英語で相手に伝えることは楽しい」肯定回答 78.6%（2 学期）、「外国の人と英語を使って話せるようになりたい」肯定回答 83.7%（2 学期）であった。

②「英語教育実施状況調査」において、「教員の英語による発話量 50%以上」100%、「授業中、言語活動を半分以上の時間行っている教員の割合」100%であった。また、「中学 3 年生英検 3 級相当の英語力を有する生徒の割合」は 40.4%であった。

③1・2年生大阪府チャレンジテストにおいて、どの領域においても大阪府平均を下回っており従前の課題を解決できていない。言語活動の中でいかに知識・技能の定着を図るのか組織的に考え、抜本的に授業改善していくことが急務である。全ての教員の授業で、コミュニケーションを行う目的・場面・状況の充実が図られ、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を往還しながら向上させる指導が求められる。

【成果指標】

- ①「学習意識調査」の英語・外国語に関する項目
- ②「英語教育実施状況調査」の教員の英語使用率、言語活動の充実に関する項目
- ③「大阪府チャレンジテスト（英語）」の結果

重点7 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の推進

・令和4年度から、全小・中学校において、コミュニティ・スクール（学校運

営協議会制度)が開始した。各校、学校運営協議会会長を選任し、補助金についても、制度設計を行った。また、学校運営協議会委員は全校で委嘱されており、各校で学校運営協議会も複数回開催されている。

・コミュニティ・スクールに係る全体研修を2回開催(うち1回はCSマイスターを講師として招聘)し、学校関係者・学校運営協議会委員・地域学校協働活動推進員を対象に情報共有ならびに協議などを行った。その際、各校がコミュニティ・スクールを推進するヒントとなる研修会を開催した。

①「学校運営にかかる実施状況調査」の地域と協働した取組みに関する項目

「学校関係者評価を実施した効果」について、保護者・地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくりに効果があったと回答した学校数
令和3年度：小学校1校、中学校0校→令和4年度：小学校4校、中学校2校

【成果指標】

①「学校運営にかかる実施状況調査」の地域と協働した取組みに関する項目

重点8 一貫した教育の推進

【小中一貫教育】

・令和3年度からスタートした小津中学校区では、行事等の連携だけではなく、教科指導における内容を小中間で検討する場面も増加し、統一したカリキュラムによる指導が充実してきている。他2中学校区においても、令和5年度スタートに向けて、実務担当者会議、小学校同士の連携会議と小中合同研修会を開催するなかで、めざす子ども像・学校像が設定され、統一したカリキュラムの検討が進んでいる。

【いちご接続】

・保育所、幼稚園、認定こども園、小学校において、それぞれの実情に合わせた接続期カリキュラム(アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム)を実施し、円滑な接続の中で「安心感」をもって子どもたちが小学校生活を送れるように努めるとともに、学びの連続性として、「学びの芽生え」から「自覚的な学び」への移行を図った。

・いちご接続研究委員会を年8回実施し、各校園所での接続期カリキュラムの成果と課題を協議するとともに、就学前施設と小学校の教員が連携し、より円滑な接続を図るよう努めた。

【キャリア教育】

・泉大津市キャリア教育担当者会において、就学前・小・中学校までを見通した各中学校区のキャリア教育全体指導計画の検討・見直しを図り、めざす子ども像を共有した。中心取組みについても、中学校区で成果と課題について協議・検証を行うとともに、キャリア・パスポートを効果的に活用するための情報共有も行った。また3市1町キャリア教育担当者研修会において、「社会参画の視点で深めるキャリア教育」というテーマのもと、中学校区が一つのチームとなって、個に応じた系統的な指導を行っていくことの重要性を確認し合った。

- ①「教育課程実施状況調査」における校種間連携の実施状況に関する項目
「小・中における系統的なカリキュラムの作成・確認等」では63.6%と7/11校（2中学校区）で実施している。
- ②「いちご接続研究委員会での取組みアンケート」
「子どもたちは、安心して一日の学校生活を送っている」の項目は、入学時は「クラスの7割～8割の児童があてはまる」とした回答が一番多いが、スタートカリキュラムを実施し、5月には「ほぼ全員の児童があてはまる」とした回答が一番多くなった。
- ③小学校5、6年生及び中学生への「キャリア教育アンケート」の結果
「自分にはよいところ（頑張っているところ）がある」と認めることができる子どもが8割～9割いる反面、将来の展望については考えられていない子どもも約3割いることがわかる。

【成果指標】

- ①「教育課程実施状況調査」における校種間連携の実施状況に関する項目
- ②「いちご接続研究委員会での取組みアンケート」
- ③小学校5、6年生及び中学生への「キャリア教育アンケート」の結果

重点9 新型コロナウイルス感染症対応（令和4年度限定）

- ・新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、国や府の方針を踏まえた対策を検討し、大きな混乱もなく教育活動が遂行されたものとする。
- ・コロナ関連に限らず、出席停止期間や感染症対策の在り方が変化することにより、児童生徒、家庭の考え方の差による差別、いじめが起きないように配慮した発信、啓発、指導が必要である。

【令和5年度の取組みの重点】

泉大津市教育振興基本計画【後半期】
—基本的な方向性3—基本施策(1)・(2)

重点1 カリキュラム・マネジメントの充実と学校経営力の向上

- 学校経営においては、子どもの実態や重点的な課題・取組みを「学校のグランドデザイン」として見える化ならびに焦点化し、全教職員の共通理解のもとでPDCAサイクルを機能させながら取組みの充実を図ること。学校経営における取組みの策定にあたっては、コミュニティ・スクールの活動も含め、あらゆる教育活動においてカリキュラム・マネジメントの観点を常に意識して行うこと。その際、教職員等が互いに学びあい育ち合いながら同僚性を高められる組織であるか、また、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となっているか見直しを図ること。
- 学校教育自己診断に加え、学校協議員や学校運営協議会の構成員等、地域の方々による評価を実施し、学校経営に生かすとともに、ホームページ等により、学校の取組みを積極的に地域に限らず社会に向けて発信するよう努めること。
- 新型コロナウイルス感染症対策で得た知見を生かし、学校行事等の実施については行事の精選を継続するとともに、諸般の事情でやむを得ず学校に来ることのできない児童生徒に対してオンラインを活用するなど学ぶ機会の保障を図ること。

【成果指標】

- ① 「学校経営計画」の数値目標の達成率
- ② 学校ホームページの発信件数

重点2 人権教育の推進

泉大津市教育振興基本計画【後半期】
—基本的な方向性2—基本施策(1)

- あらゆる教育活動を通して、生命の尊さと自他を認め合う気持ちの醸成に努めるとともに、決して差別を許さない人権意識を持った子どもの育成をめざすこと。
- 「人権教育推進計画」の作成にあたっては、幼児児童生徒の実態を踏まえた計画にするとともに、日常的に人権感覚の醸成に資する取組みを行うこと。また、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和問題、性の多様性、ネット上の人権侵害、新型コロナウイルス感染症などの様々な人権課題の解決に向けて、それぞれの時代背景も含めて一層理解を深めるとともに、発達段階に応じた体系的な人権教育の取組みを推進すること。
- 生命の安全教育を推進し、また、学校教育全体で生命の尊さを学ぶことにより、包括的性教育に基づいた取組みを図ること。

【成果指標】

- ①「教職員意識調査」における教職員の人権感覚の向上に関する項目
- ②「学校教育自己診断」における道徳的価値観及び倫理観等に関する項目

重点3 確かな学力をはぐくむ学習機会の充実

泉大津市教育振興基本計画【後半期】
—基本的な方向性1—基本施策(2)

- 授業づくりにおいて、本市内外の様々な事例に学ぶ機会を有効活用しながら、自校の取組みの見直し・改善に務め、新しい時代に求められる資質・能力を育成するための「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた不断の改善を行うとともに、すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力を学校全体で育成すること。
- 「全国学力・学習状況調査(小6・中3)」および大阪府の独自テスト等の結果を活用し、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、授業づくりに向けた各校の取組みの成果と課題を明確にしなが、課題に正対した取組みを組織的かつ計画的に推進し、PDCAサイクルを確実に機能させること。
- 一人一台の端末をはじめ、ICT 機器を効果的に活用した授業と家庭学習の推進を通して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図り、「学習者主体の学び」の転換に努めること。
その際、児童生徒にとって学びが生きたものとなり、実社会の課題解決につながる学習となるよう意識すること。
- 一人一台端末の積極的な活用実態から、将来的に子どもたちがデジタルシティズンシップを獲得することを見据え、情報モラル教育の充実を図ること。
- 市立図書館などとの連携のもと、学校図書館の整備を加速させ、学校図書館の機能を「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」とし、教員と学校図書館司書が協働して学校図書館を活用した授業づくりに積極的に取り組むこと。
- 児童生徒の一人一台端末に配備した電子書籍も活用し、児童生徒の読書活動の推進を図ること。
- プログラミング教育については、体験の中から「プログラミング的思考」を育むなど、9年間を通した系統的な学びの充実に努めること。

【成果指標】

- ①「小5中2学習意識調査(每学期実施)」における言語活動および不読率に関する項目
- ② 授業づくりに係るPDCA サイクルチェックリスト
- ③「全国学力・学習状況調査」および大阪府の独自テストの結果
- ④ 各校設定の指標
- ⑤「全国学力・学習状況調査における学校質問紙」

⑥「学校情報化チェックリスト」

重点4 支援教育の充実

泉大津市教育振興基本計画【後半期】
—基本的な方向性1—基本施策（3）

- 支援学級及び通級指導教室における指導については、特別の教育課程についての理解を深めた上で行うこと。また、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成にあたっては、支援教育活動のあらゆる機会における実施および振り返りなどに効果的に活用できるよう努めること。
- 支援学級及び通級指導教室における授業づくりにおいては、自立活動の充実を図ること。
- 保護者が特別の教育課程を十分理解した上で、児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた学びの場を選択できるよう、就学相談の充実を図ること。
- 支援学級在籍の児童生徒において、設定した交流学級の授業等の学習評価については適切な学びの場として確実な見取りを行うよう工夫すること。

【成果指標】

- ①「個別の指導計画」における、教科ごとの長期目標の設定と通知表への活用
- ②「個別の指導計画」における、自立活動の学習指導要領における区分設定

泉大津市教育振興基本計画【後半期】
—基本的な方向性2—基本施策（1）

重点5 いじめ・不登校・子ども理解への取組みの推進

- 児童生徒が主体的に自らを発達させていく過程を教職員が支えるという観点に立ち、学習指導と生徒指導を相互に関連付け、児童生徒一人ひとりの良さや可能性を伸ばさせる取組みの推進を図ること。
- 「学校いじめ防止基本方針」のもと、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」ことを十分認識した上で、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組みおよび組織体制の充実に努めるとともに、予防的取組みの推進もあわせて図ること。
- 「新たな不登校児童生徒を出さない」ことをめざし、居場所づくりや絆づくりを含めた未然防止の取組みの推進を図るとともに、不登校の兆しのある児童生徒に対する早期対応に努めること。また、不登校傾向が継続している児童生徒に対しても、専門家および専門機関とも連携し、個に応じた支援を継続して行うこと。
- ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげるよう指導すること。

【成果指標】

- ① 「意識調査」等における学校が楽しい居場所となっていることに関する項目
- ② いじめ事案の解消率
- ③ 不登校児童・生徒の出現率

重点6 外国語教育の充実

泉大津市教育振興基本計画【後半期】
—基本的な方向性1—基本施策(2)

- 英語専科教員やALTを効果的に活用しながら、児童生徒が言語活動を通して英語でコミュニケーションを図る資質・能力を育むことができるよう、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業づくりなど取組みの充実に努めること。特に、コミュニケーションを行う目的・場面・状況を明確にしたゴール設定や技能統合型の指導の充実をはじめ、教職員の指導力向上に努めること。
- 外国語(英語)教育推進委員会において、英語コーディネーターや英語教育推進教師などが中心となり、各校の外国語教育担当教員間で外国語教育に関する情報共有や教材研究ならびに公開授業を積極的に行うとともに、小中連携の視点から外国語教育における円滑な接続の一層の充実に努めること。
- 教員による評価だけでなく、Steps in Osaka(大阪版Can-Doリスト)等を効果的に活用し、児童生徒が自身の英語能力を高めることができるよう指導すること。

【成果指標】

- ① 「学習意識調査」の英語・外国語に関する項目
- ② 「英語教育実施状況調査」の教員の英語使用率、言語活動の充実にに関する項目
- ③ 「大阪府チャレンジテスト(英語)」の結果

泉大津市教育振興基本計画【後半期】
—基本的な方向性3—基本施策(3)

重点7 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働活動の推進

- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働活動の取組みを通じて、学校と保護者・地域が課題と目標を共有し、社会に開かれた教育課程のもとで「めざすこども像」の実現に向けた取組みの推進を図ること。
- 教職員・保護者ならびに地域住民とともに熟議を継続し、取組みの充実に努めること。その際、コミュニティ・スクールの周知及びみらい応援隊への参画等の検討も図ること。

【成果指標】

- ① 「学校運営にかかる実施状況調査」の地域と協働した取組みに関する項目

重点8 一貫した教育の推進

- 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、隣接する高等学校・支援学校において、校種間での連携をはじめとした切れ目のない教育の推進を図ること。
- いちご接続研究委員会での取組みを活かしながら、接続期カリキュラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）の実践を積み上げるなど、就学前施設と小中学校の教員が連携し、円滑な接続を図るよう努めること。
- 中学校区において「めざすこども像」を共有するとともに、カリキュラム・マネジメントの視点のもとで、小小連携の観点も含めた小中一貫教育に向けた取組みを推進すること。
- 就学前からの発達段階に応じたキャリア教育を中学校区全体指導計画のもと、系統的に行うとともに、小・中学校ではキャリア・パスポートを活用すること。
- 就学前から中学校までにおいて、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう給食を通して食育の推進を図ること。

【成果指標】

- ①「教育課程実施状況調査」における校種間連携の実施状況に関する項目
- ②「いちご接続研究委員会での取組みアンケート」
- ③小学校5，6年生及び中学生への「キャリア教育アンケート」の結果
- ④給食についてのアンケートの検証

第1章 一貫性のある学びの育成

(1) 就学前教育の充実

1 就学前教育の質の向上

- 幼児期の教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながるものであることを認識した上で、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培い、就学前教育施設、学校、家庭、地域の協働による総合的な就学前教育の充実を図ること。
- 遊びや体験活動を積極的に取り入れた言語活動をはじめとした、発達段階に応じた就学前教育の中で「学びの芽生え」を育むこと。
- 生活習慣の形成や食育の推進、健康・体力の増進を図るため、歯磨き習慣の指導や野菜栽培、体育指導等を行うこと。
- 豊かな心を育むため、乳幼児期から絵本の読み聞かせなど本に親しむ活動を行うこと。
- 安全基地の重要性について日常的な場面を通して保護者に啓発するなど、「非認知能力」の育成に向けた取組みを行うこと。その際には、大阪府教育庁作成リーフレット「乳幼児期に育みたい！学びに向かう力」も参考にすること。

2 就学前教育施設と小学校の円滑な接続

- 就学前教育施設と小学校において育まれる資質・能力を踏まえながら、校種間の発達段階に応じた教育活動の充実に努めること。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」を就学前教育施設と小学校教員で共有した上で、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、就学前教育施設と小学校との円滑な接続が進むよう努めること。
- 幼児と児童の交流だけにとどまらず、合同研修や保育参観、授業参観等を実施し、相互理解に努めるとともに、小学校の教育課程等を共有するなど連携し、いちご接続研究委員会での取組みを生かしながら、泉大津市スタートカリキュラムリーフレット及び実践事例集を積極的に活用し、接続期カリキュラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）の実践を積み上げていくこと。

3 家庭・地域との連携

- 園庭開放や子育て相談など創意工夫を生かした取組みを積極的に行い、就学前教育施設が家庭や地域に一層開かれたものとなるよう努めること。
保護者の困り感に寄り添い支援する家庭教育支援サポーターの活用も視野に入れ、保護者とのつながりを図ること。
- 子育てや就学に対する保護者の不安を解消するため、きめ細かな情報提供を行うとともに、「ママパパほっこりおしゃべりサロン」をはじめとした、保護者の交流や地域交流の機会の拡充に積極的に取り組むこと。

(2) 小・中学校における確かな学力の育成

1 授業づくり

- 確かな学力を育むために、教員は新しい時代に必要となる資質・能力の育成をめざし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、不断の授業改善に努めること。特に、自らの考えを深め、他者とコミュニケーションをとり、聞く力・考えをまとめる力・意見を言う力などの「言語力」の育成に取り組むこと。
- 年度当初に設定する各校の課題に正対した指標を学校全体で共有するとともに、研修等を計画的に開催し、組織体制を有効に機能させながら取組みの充実を図ること。
- 「全国学力・学習状況調査」「大阪府チャレンジテスト」「小学生すくすくテスト」「かだめしプリント」の結果から児童・生徒の学力や学習状況を分析し、課題の把握に努めた上で、学力向上に向けた取組みの成果と課題を明確にしなが、PDCAサイクルを確実に機能させること。
- 教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、目標に準拠した評価の適切な実施を図ること。その際、適切な評価規準と判断基準の作成や学習評価に関わる研修の実施等の取組みを進めること。
- GIGAスクール構想により配備された一人一台のタブレット端末を「文房具」という認識のもとで、子どもたちの手元で使用されるよう積極的に授業で活用すること。また、一人一台端末を活かし、情報活用能力の育成とともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現と充実を図ること。
- プログラミング教育については、体験を通して「プログラミング的思考」を育むこと。その際、情報機器を必要に応じて活用しながら、問題を解決しようとする態度を育むよう指導すること。また、小学校教員と中学校教員が連携し、9年間を通した系統的な学びを充実させるとともに、プログラミング的思考の育成に有効な授業のあり方についての研究推進に努めること。
- 市立図書館と連携し、本に出会う環境づくりを進めるとともに、教員と学校図書館司書が協働して学校図書館を活用した授業づくりに取り組み、子どもたちの発達段階に応じた言語活動の充実を図ること。

2 「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざす学習・指導方法の推進

- 子どもが「主体的・対話的で深い学び」を実現できるよう、学習・指導方法を研究し推進すること。その際、「子ども主体の授業づくり」の5つのポイント [① 出会う②結びつける③向き合う④つなげる⑤振り返る]も踏まえ、課題解決に向けて、知識や情報を活用する力・協働して学ぶ力・新たなことを創造する力をはぐむ授業の工夫改善に努めること。
- 子どもたちの考えをつないだりする場面を積極的に設け、視覚的に意見を提示したりする場面において一人一台の端末をはじめとしたICT機器を効果的に

- 活用するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組みの促進に努めること。
- 主体的な学びの成果を適切に評価するため、学習評価の在り方についても改善を図り、学習指導の在り方を見直すとともに、教育活動の組織的な改善につなげること。
 - 授業改善により、子どもの学習意欲の向上及び基礎学力の定着を確実に進め、子ども一人ひとりの学力向上につなげるため、個別最適な学びを実現できるよう個に応じたきめ細やかな指導を実施すること。

3 ICT機器を活用した授業の推進

- すべての教科においてICTを活用した授業を展開し、子どもたちの興味・関心を高め、主体的に学びに向かう態度をはぐくむこと。また、配備された一人一台端末を子どもたち自身が有効に活用し、思考力・表現力を育成する協働的な授業に努め、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する情報活用能力の育成を図ること。
- 特別な支援が必要な子どもたちに対しても、障がいの状態や特性等に応じて活用することは、各教科や自立活動等の指導においても極めて有用であることを踏まえ、推進に努めること。

4 家庭での自学自習力の定着

- 学習支援アプリをはじめ、個別最適化された学びに向けた環境等を効果的に活用しながら、家庭学習や放課後学習等、授業の内外において学習者の主体的な学びが実現される取組みを組織的に推進すること。
- 子どもたちの学力の向上及び定着を図るため、基本的な生活習慣の確立とともに、家庭での学習習慣の支援に努めること。
- 家庭学習の推進にあたっては、単元計画における位置づけをはじめ、日々の授業との往還を意識し、EdTech を効果的に活用する等、個別最適化された学びの実現とともに、主体的な学びに向けた取組みの一環として進めること。
- 家庭学習の重要性について、「学校だより」などの活用を通して保護者へ積極的に発信し、保護者理解の促進に努めること。
- 子どもたちの自主学習の定着を図るため、放課後の学習を支援する「学びっ子支援ルーム」との連携を進めること。

5 読書活動の推進

- 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得たり、豊かな語彙を獲得したりできるようにするとともに、本を読む喜びを味わい、感性が豊かに育つ読書活動を推

進し、本に親しむ子どもの育成を図ること。

- 子どもの読書活動の充実を図るため、読書の推進や学校図書館の活用に努めること。また、子どもに読書の楽しさを伝えるため、読みたいと思う魅力的な本と出合えるよう、司書教諭と学校図書館司書との連携を促進するとともに、保護者に対しても読書の重要性の啓発に取り組むこと。
- 学校は、図書館の陳列の仕方や読書スペースの工夫を行うなど、学習・情報センター及び読書センターとしての機能を充実させるとともに、すべての授業において学校図書館を積極的に活用し、子どもたちの探究的な学習を促進すること。
- 障がいのある子ども、日本語を母語としない子どもへの読書活動支援も含めた学校での読書環境づくりを進めること。その際、市立図書館と学校図書館との連携も図ること。

6 英語力の向上

- 外国語教育については、就学前から義務教育修了段階まで、英語専科教員（小・中学校）やALTとの連携を図り、英語でコミュニケーションを図る資質・能力の育成に努めること。
- 小中学校教員による「外国語教育推進委員会」において、英語コーディネーターや英語教育推進教師などが中心となり、各校の外国語教育担当教員間で外国語教育に関する情報共有や教材研究ならびに公開授業を積極的に行うなど、外国語教育における円滑な接続の観点からも小中連携の一層の充実に努めること。
- 就学前施設および小学校低学年においては、ALTとの外国語体験を通して、楽しみながら外国語について、興味・関心を持てるように指導すること。
- 小学校中学年以降の外国語活動においては、英語の基本的な表現、音声・文字、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めること。
- ALTの活用においては、英語イマージョン教育モデル校の実践を参考に、児童生徒が外国語活用・英語の授業以外の時間で英語によるコミュニケーションの機会を持てるよう工夫を行うこと。
- 中学年においては、伝え合う体験を通して、満足感や達成感を味わえるよう指導すること。その際、決められた表現を反復練習するようなやり取りではなく、伝え合う目的があり、使用場面が重視された指導がどの教室でも実施されるようにすること。
- 高学年においては、「十分に音声で慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」について活動を行うよう指導すること。その際、学校間や学年により差が生じないように、「身近で簡単な事柄」を取り上げ、伝え合う目的・場面・状況が設定された授業が、どの教室においても展開されるよう努めること。

- 中学校では、小学校の内容を踏まえた上で、「CAN-DO リスト」等の明確な達成目標を公表した上で、4 技能をバランスよく指導したり、統合的に指導したりする場면을効果的に設定すること。その際、「日常的な話題や社会的な話題」を取り上げ、コミュニケーションを行う目的・場面・状況を意識し、即興でやり取りする活動を重視した指導や授業を英語で行うことを基本とした指導を行うなど、英語によるコミュニケーション能力の育成に向けた授業改善を図ること。
- 就学前から英語教育の充実を図り、中学校卒業時に英語検定 3 級程度以上の取得をめざすこと。

7 一貫教育の実施及び充実に向けての系統的な指導の実施

- 中学校区において「めざすこども像」を共有するとともに、小・中学校の教職員が研究・研修を協同して行い、小中一貫教育の取組みを推進すること。その際には、小学校教員どうしの連携（小小連携）も大切にしながら、小学校教員と中学校教員の連携（小中連携）を一層強め、一貫した教育を行うこと。
- 小・中学校9年間を見通した教科指導の一貫性や系統性を図るため、カリキュラム・マネジメントの視点をもとに、9年間を通した教育課程の作成に努めるなど、一層の連携を推進すること。また、学力面での効果だけでなく、子どもの規範意識、異年齢集団での活動を通した自尊感情の高まりや、教職員の子ども理解、指導方法に対する改善意欲の高まりにつなげること。
- 施設分離型で行う小中一貫教育の取組みを意識した教職員の意識改革及び醸成を図ること。また、具体的な実践例などの情報発信ならびに情報収集に努めること。
- 分かりやすく、質の高い授業を行うため、小学校における教科担任制の導入を促進すること。

(3) 支援教育の充実

1 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進

- 多様性を認め合う共生社会の実現をめざし、すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する学校づくりを行うとともに、ユニバーサルデザインによる授業づくりと集団づくりに努めること。
- 全教職員が障がいについて正しく理解し、障がいのある子どもに対して適切かつ有効な支援・指導ができるよう、研究・研修を推進すること。また、通常の学級においてユニバーサルデザインの視点を入れた授業づくりに努めるなど、インクルーシブ教育の充実を図ること。

2 支援教育における専門性の向上の推進

- 障がいの有無にかかわらず、支援教育の視点を踏まえた子ども理解を全ての教

育活動において全教職員が意識して取り組むなど、教育の質の向上に努めること。

- 支援学級及び通級指導教室における指導については、学習指導要領に基づいた、特別の教育課程の編成についての理解を深めた上で行うこと。
- 支援教育に関わる教職員が、特別の教育課程を編成するために必要な資質・能力の向上をめざした研修の充実を図ること。
- 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成にあたっては、全教職員が子どもたちの実態や背景を共通理解した上で、適切な支援を行うことができるものとなるよう留意するとともに、作成した計画をあらゆる教育活動の実施および振り返りなどにおいて、効果的に活用するよう努めること。また、通常の学級に在籍する発達障がい等、支援の必要な児童・生徒についても、作成および活用を行うこと。
- 学識経験者、支援学校リーディングスタッフ、医師、心理士、理学療法士など、専門家等との連携を密にとり、多面的なアセスメントのもと支援を行うことができる校内教育相談体制の充実を図ること。
- 支援学級および通級指導教室における授業づくりにおいては、自立活動の充実を図ること。

3 シームレスケア（切れ目ない支援）の推進

- 障がいのある子どもやその保護者の教育的ニーズの的確な把握及びアセスメントを行い、教育相談体制を充実させるとともに、就学前施設、小学校、中学校の連携を通して切れ目のない支援を推進すること。その際、医療、福祉などの関係部局・機関とも積極的に連携を図ること。
- 保護者が特別の教育課程を十分に理解した上で、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場を選択できるように、就学相談の充実を図ること。
- 就学前相談を行った全保護者に対して「わたしノート」を配布し活用を促すことで「個別の教育支援計画」の効果的な活用につなげること。

第2章 豊かな心と健やかな身体の育成

(1) 豊かな心の育成

1 人権尊重の教育の推進

- あらゆる教育活動を通して、生命の尊さと自他を認め合う気持ちの醸成に努めるとともに、決して差別を許さない人権意識を持った子どもの育成をめざすこと。
- 「人権教育推進計画」の作成にあたっては、幼児児童生徒の実態を踏まえた計

画にするとともに、日常的に人権感覚の醸成に資する取組みを行うこと。また、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV陽性者、ハンセン病回復者、こころの病、犯罪被害者や家族、感染症等に係る人権問題、個人情報保護、ネット上の人権侵害、北朝鮮による拉致問題、性の多様性、職業や雇用等の人権問題の解決に向け、それぞれの時代背景等の理解とともに、日常的に人権感覚に資する取組みを行うこと。その際、子どもの発達段階に応じた体系的なものになるよう留意すること。

- 人種・民族・国籍の違いを越え、多文化共生社会を視野に入れた国際理解教育の充実を図ること。
- 幼少期から生命の尊さに気づかせ、平和を願う心の育成を図るとともに、お互いを大切にする態度や人格の育成をめざす人権教育に取り組むこと。
- 新型コロナウイルス感染症に関わって、感染者や医療従事者、その家族等に対する偏見や差別につながるような行為を許さない人権意識に向けた教育の推進を図ること。その際には、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解を深める学習や、いじめを起こさないための集団づくり等の充実をあわせて行うこと。
- 帰国子女や外国籍の児童・生徒の転入に際しては、日本での生活ならびに学習に対して安心感を持つことができるよう、母語の尊重とあわせて日本語指導の充実にも努めること。

2 道徳教育の充実

- 子どもの豊かな心をはぐくむため、「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体の道徳教育の充実や、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進すること。
- 発達段階に応じ、答えが一つでない道徳的な課題を一人ひとりの児童・生徒が他者との議論を通して多面的・多角的に考えを深め、自分とのかかわりで考察できる「考え、議論する道徳」の充実を図るため、指導方法や評価の改善に努めること。
- 教育活動全体で道徳教育を進める趣旨からも、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築するとともに、「道徳教育の全体計画・別葉」及び「道徳の時間の年間指導計画」を全教職員の共通理解のもとに作成し、適切に実施していくこと。
- 児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、発達の段階に応じ、自然体験活動や社会体験活動等の推進に努めること。また、本市の文化財・地域行事や伝統を学びに生かし、学校教育活動全体を通して「ふるさと泉大津」を愛する心をはぐくむこと。

3 いじめ問題の根絶に向けた取組み

- 「いじめは決して許されない、いじめはどの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうる」という基本的な認識に立ち、すべての児童・生徒が安心して学習できるよう、「いじめ防止対策推進法」や市の「泉大津市いじめ防止基本方針」を踏まえて作成した、各校の「学校いじめ防止基本方針」を基に、組織的にいじめの未然防止、早期発見・解決に努めること。また、定期的にいじめへの対応や未然防止に向けた取組みならびに組織体制について点検・検証を行い、必要があれば改善すること。
- いじめの対応については、日常より子ども理解に努めるとともに、子どもがいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるようにすること。その際、いじめを生まない集団づくりに努めるとともに、アンケート調査を学期に1回以上実施した上で、個別面談、いじめ防止相談ツール「マモレポ」、個人ノートや生活ノート等の活用等、軽微ないじめも含め、各学校の実情に応じて、いじめの実態把握に努め、いじめの未然防止に向けた校内体制の充実を図ること。
- いじめが生起した際には、実態を正確に把握した上で、教員が個人で抱え込まず、「校内いじめ対策委員会」等の組織で対応し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・コミュニティソーシャルワーカー等専門家も活用するなど、迅速かつ適切にチーム対応すること。また、必要に応じて関係諸機関と連携し、継続的な支援を行うこと。
- 障がいのある児童・生徒や外国にルーツのある児童・生徒、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者となった児童・生徒に対するいじめ、性の多様性に起因するいじめが行われることのないよう、当該児童・生徒の特性や事情を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する多様性を認め合える環境づくりの推進等を組織的に行うこと。

4 不登校への取組み

- すべての児童・生徒にとって学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆が感じられる活動の場となるよう、あらゆる場面において「発達支持的生徒指導」の充実を図り、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりに資する取組みを推進すること。
- 欠席が連続（非合理的な欠席3日）するなど、不登校の兆しが見られる児童・生徒に対し、家庭との連携を密にとるなどの早期対応に努めることができるよう、全教職員の共通理解を図ること。
- 不登校傾向が継続している児童・生徒に対しても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等とも連携し、社会的自立に向けた支援を行うことができる教育相談体制を構築すること。

- 必要に応じて、各校にある適応指導教室や教育支援センターにある適応指導教室「スマイルステーション」の活用をはじめ、不登校（傾向）の児童生徒支援体制の充実を図ること。

5 子ども理解に向けた取組みの充実

- 暴力行為をはじめとする問題行動に対しては、全教職員の共通理解のもと対応できるよう、組織体制の整備ならびに充実を図ること。
- 問題行動については、「問題行動対応チャート」も活用するとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家とも連携を図りながらチーム対応をすること。
- 子ども理解については、スクリーニングを効果的に活用するなど、全教職員で児童生徒を見守る体制の充実に努めるとともに、必要な資質・能力の向上に向けた教職員研修の充実を図ること。
- ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげるよう指導すること。

6 キャリア教育の推進

- 子どもが目的意識を持ち、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることができるよう教育活動全体を通じたキャリア教育を推進すること。
- 就学前施設から学校教育への連続性を視野に入れ、教育活動全体を通じて、キャリア教育の充実を図ること。その際、中心取組みを柱にした中学校区全体指導計画の検証・改善を行い、子どもが自身の変容や成長を自己評価できるようにすること。その際、学びのプロセスを振り返って蓄積することのできるキャリア・パスポートを活用すること。
- 子どもが発達段階に応じて、将来への夢や希望を持ち、よりよい社会を創っていかうとする態度を養うとともに、自己肯定感や自己有用感をはぐくむことができるよう「社会参画」の視点で深める取組みの充実を図ること。
- 小学校においては、児童が希望を持って進学できるよう、小・中学校の連携を一層推進するとともに、児童・保護者に対して中学校に関する情報を積極的に提供すること。
- 中学校においては、働くことの意義を知り、働くことを体験的に学べるよう工夫する上で地域社会や企業と連携していくこと。また、隣接する高等学校と連携し、夢や志を持って高等学校へ進学する生徒を育てること。
- キャリア教育をはじめとした学校教育活動全体において、SDGs（持続可能な開発目標）達成への意義を高め、地域や社会の課題を自分ごととして考える機会を設けるなど、国際社会を生きていくために必要な視点ならびに態度の育成に

努めること。

7 国際理解教育の推進

- 子どもが21世紀の国際社会を主体的に生きてゆくため、わが国の伝統と文化について理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を高め、諸外国の文化への理解を深める学習をALTとの連携や姉妹校との交流も視野に入れながら推進すること。
- 国際化が進展する中であって、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持つとともに、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、お互いに違いを認め合い、共に生きてゆく力や国際平和に向けて自分の意志を表現できる能力の育成に努めること。

(2) 健やかな身体の育成

1 子どもの体力の向上

- 知・徳・体のバランスの取れた生きる力をはぐくむため、心身ともに健康でたくましく育つよう、「体力づくり推進計画」を策定するなど、体力づくりの推進を図ること。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」などの結果を分析することにより、子どもの体力の状況を把握した上で課題解決を図るとともに、体育の授業、学校行事、運動部活動等の充実を図りながら、学校全体で体育活動を活性化する取組みを行うこと。

2 健康づくりの促進

- 基本的な生活習慣の乱れ、生活習慣病の兆候、感染症や心の健康問題、また、アレルギー疾患等による子どもの健康に関わる課題解決を図るため、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、子どもが自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実させること。
学校における生理用品の配備について、躊躇せずに利用できる環境を整えること。
- 健康づくりは喫煙、飲酒、薬物乱用、性に関する問題行動など生活指導上の問題とも関連した課題があることから、子どもが自ら考え判断する力をつけることができるよう健康教育の推進を図ること。

3 食に関わる取組みの充実

- 「食に関する指導の全体計画」を見直し、家庭と連携を取りながら食育につい

ての意義と、基本的な知識を理解するとともに、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていけるよう食育の充実に努めること。

- 栄養教諭や食育担当教員を中心に、学校給食を活用した効果的な指導、特に「ときめき給食」の際はオーガニック食材について触れるなど、小・中9年間における適切な栄養摂取と児童生徒の健全な成長に努めるとともに、食物アレルギー対応の充実に努めること。
- 栽培実習及び調理実習等を通して「育てる・つくる・食べる」ことの関連性に気づき、食べ物を大切に作る心の育成に努めること。

第3章 子どもをはぐくむ学校力・教師力の向上

(1) 学校経営力の向上

1 計画的な学校経営

- 子どもの実態や重点的な課題から、各学年の取組みや各教科等における取組みに至るまで、学校全体に生かされるような組織づくりを見える化ならびに焦点化した「学校のグランドデザイン」の作成に努めること。
- 「学校のグランドデザイン」の作成にあたっては、教職員で共通理解された課題を前提に、カリキュラム・マネジメントの視点から教育課程の見直しを行い、学習指導要領がめざす「社会に開かれた教育課程」の実現を図ること。
- 学校経営にあたっては、校長のリーダーシップのもと、教職員とも広く意見を交わして実効性の高い「学校経営計画」を策定し、教職員一人ひとりが学校運営に積極的にかかわるとともに、全教職員が一丸となって学校経営の向上をめざすこと。教職員は常に学校力の向上を意識し、定期的な「グランドデザイン」ならびに「学校経営計画」の点検を行い、学校改善に取り組むとともに、教職員が相互に資質向上しあい、専門職との連携が一層充実するよう校内組織体制の見直しを実施すること。
- 学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、効果の最大化を図ることができるカリキュラム・マネジメントを確立し、実践すること。

2 教職員の多忙の解消に向けた取組み

- 教員は校務支援システムの有効活用や教材のデータベース化などに積極的に取り組み、業務の効率化を図り、子どもと向き合う時間の確保に努めること。
- 校務支援システムにおける勤怠管理機能を活用し、自身の勤務状況を適切に把握するとともに、業務をリスト化するなど業務の見える化を図ること。その上で、各業務の優先度を一層精査し、慣習等により継承されている業務や会議など

の見直し・改善を図ること。各教員や学校独自で行われている業務の方法について、業務の標準化を推進することで、学校や市域全体で業務の最適化が図られるように努めること。

- 事務職員は中学校区及び市全体での事務の共同実施を推進し、自らの業務負担の軽減に努めるとともに、教員との連携も積極的に行い、教員の事務作業の軽減も図ること。
- 校務支援システムの教務機能や採点支援システムを効果的に活用し、業務改善や情報共有を図ること。その際、校務支援システムに蓄積される児童生徒のデータについて、「どのように活用できるか」という視点を持ち、「子どもの学び」の現状や課題の改善につなげること。
- 夏季休業日において設定される一斉閉庁日を活用し、教職員の年休取得を促進するとともに、業務負担の軽減ならびに健康保持に努めること。
- 各校において、週に1日「ノー残業デー」を設け、教職員の定時退庁に努めること。また各部活動においても、平日に1日、週休日に1日「ノークラブデー」を設け、教職員の業務軽減に努めること。
- グループウェアや教職員間SNS（主として管理職）におけるチャット・グループ電話機能の活用などを効果的に活用することで業務時間ロス等を改善するなど、教職員間の情報共有の在り方の見直し・改善を図ること。

3 教職員の健康面での配慮と支援

- 教職員のワーク・ライフ・バランスを尊重し、メンタルヘルスへの配慮や教職員が互いに協力し合う働きやすい環境づくりや相談体制の周知に努めること。
- 休憩時間を明示するなど、休憩時間を取得しやすい具体的な環境づくりに努め、当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応を図ること。また、勤務時間の管理についても、勤怠管理システムを有効活用し、適正な把握と適切な指導に努めること。
- ストレスチェック制度の趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」を理解のもと、積極的にストレスチェック等の検査を受検し、必要に応じて産業医等の医師の診断・アドバイスを受けるよう努めること。

(2) 教職員の資質・能力の向上

1 教職員研修の充実

- 教職員の世代交代が急速に進み、中堅教職員のリーダー養成や経験年数の少ない教職員の育成が急務となっており、学習指導面や生活指導面など、キャリアステージに応じた資質向上を図ること。
- 教職員は国や大阪府、大学、市教育委員会が開催する研修へ積極的に参加し、

教職員としての資質向上に努めること。また、その成果を学校全体の教育活動に還元できる校内体制づくりの充実を図ること。

- 教職経験年数の少ない教員の育成は、首席や指導教諭、主任などが中心となって、学校全体をチームとした組織的 OJT を図ること。
- 教科担任制によって得られた知見は、当該教科を担当する教員を通して、校内で幅広く共有する機会を設けること。

2 ICT機器を活用した指導力の向上

- 「GIGA スクール構想の実現」に向けて整備した「一人一台端末」などの ICT 機器は、鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものとなることを強く意識し、全ての教員が一人一台環境を効果的に活用した授業等に積極的に取り組むとともに、ICT 機器活用に係る指導力の向上に努めること。
- 小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、コンピュータ等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育むよう指導に努めること
- 特別な支援が必要な子どもたちに対しても、障がいの状態や特性等に応じて活用することは、各教科や自立活動等の指導においても極めて有用であることを踏まえ、推進に努めること。

3 授業研究の推進

- 教員の授業力向上及び働き方改革を推進するため、小学校において教科担任制を実施すること。その実施にあたっては、児童の発達段階に応じたきめ細やかな指導に努めるとともに、教科担任制で得られた教科指導のスキルを校内研修会等を通じて全教職員で共有するなど、教職員の教科における専門性ならびに学校全体の授業実践力の向上に努めること。
- 教職員は社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、求められている授業についての理解を深めるとともに、実践に向けた研鑽を常に意識して積んでいくこと。
- 授業力の向上に向けて、すべての教員が研究授業を行う校内研究体制を整えるとともに、指導主事や有識者から指導助言を受ける研究協議会の実施など校内研究の充実を積極的に図ること。
- 校内外の研究会・研修への参加を促進するとともに、研修に参加した教員は研修で得られた知識等を学校全体に伝達するなど、全教職員で授業改善に取り組むこと。

(3) 家庭・地域との連携による学校力の向上

1 学校運営への地域の関わりの推進

- 「学校運営協議会」をはじめとした地域や保護者の方々と学校経営について熟

議を重ねることを通して、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」をめざした地域住民との関係づくりの推進を行うとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた日常の教育活動における地域との関わりについても教職員の理解を深めるなど、地域学校協働活動に向けた取組みの充実に努めること。

- 地域学校協働活動に係る教職員の理解を深めるとともに、地域学校協働活動推進員を橋渡しとして、学校運営協議会と地域学校協働本部とのスムーズな連携のもと、家庭・地域と連携・協働した取組みの充実を図ること。
- 地域学校協働活動を進めるにあたり、PTA活動や「すこやかネット（地域教育協議会）」の位置づけや役割分担などを含めたしくみづくりについて、検証・検討および協議を行うこと。
- 地域とのつながりを強化するとともに、子どもに対する地域の様々な活動情報の発信に努めること。
- 学校園所運営の改善に当たっては、学校教育自己診断等を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や「学校経営計画」の進捗状況について自ら点検・評価を行うとともに、園所協議員や学校運営協議会の構成員、保護者、地域住民等からの意見も評価に反映し、学校園所経営の改善に生かすこと。
- 地域や保護者の学校園所への理解が深まるよう、ホームページの積極的な更新や学校園所だよりなどの活用を通して、取組みを周知するとともに、オープンスクールや地域開放の実施等、気軽に来校園できる機会を提供すること。

第4章 地域の豊かな学びの育成

（1）文化芸術を通じた教育の推進

- 子どもたちの豊かな感性や想像力、コミュニケーション力を培うため、学校教育と地域の文化芸術に関する関係機関が連携し、多様な文化芸術に触れることができる機会を提供すること。加えて、地域人材を活用し、世代間交流や地域ぐるみの子育て、まちの文化力の向上に努めること。

（2）地域資源を生かした教育の推進

- 「ふるさと泉大津」を愛する心をはぐくむため、池上曾根弥生学習館や織編館などの生涯学習施設の利用や有形・無形文化財を生かした体験学習、泉大津デジタルアーカイブ「ORIAM デジタルヒストリー」を利用した授業等、地域資源を活用した生涯学習を推進すること。

（3）放課後の子どもの居場所づくりの推進

- 子どもが放課後、自宅以外でも安全に遊んだり学んだりできる場を確保するため、昼間、就労などにより保護者が養育できない児童を対象に開設されている「放課後児童クラブ（なかよし学級）」への教職員の理解を深め、学校に在籍する児童を対象に実施する「おおさか元気広場・放課後こども教室」とも積極的に連携を図りながら、統合的な居場所づくりに努めること。
- 地域ボランティアなどと連携し、学校図書館の地域開放を推進すること。

(4) 家庭・地域の教育力向上の支援

- 家庭・地域の教育力の低下を家庭だけの問題として捉えるのではなく、学校・家庭・地域の連帯感を高め、家庭教育力・地域教育力（地域力）の向上を支援する取組みを進めること。
- 家庭学習の習慣化を支援するため、教員OBなどがサポーターとして必要に応じて指導・助言を行う「学びっ子支援ルーム」との連携を図ること。また、「放課後児童クラブ」に在籍している児童も参加できるよう、相互の連携強化にも努めること。

第5章 安全安心な学びの充実

(1) 学校の安全管理・通学路の安全確保

- 犯罪・事故などから子どもの命を守るため、学校保健安全法等に基づき、安全教育や実践的訓練（不審者対策としての防犯訓練）の実施も含めた「学校園所安全計画」の確認と見直しを行うこと。
- 授業中はもとより、登下校時（部活動含む）、放課後などにおける学校園所の安全推進体制を整備するとともに、万一の事件・事故などの緊急事態にも対処できるよう、学校園所独自の危機管理マニュアルの確認と見直しを行うこと。

(2) 防災教育の推進

- 近年発生している大規模な自然災害の教訓を踏まえ、「自分の命は自分で守る」意識をはぐくむため、災害時に危険を予測して回避する能力を高めるとともに、子ども自らが考える防災教育の推進を図ること。
- 学校園所は、地震や津波などの避難訓練を含めた「防災計画」を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

(3) 生活・交通に潜む危険に関する学習の推進

- 子どもが犯罪被害や交通事故にあわないため、「セーフコミュニティの子ども安全マップ」を活用するなど、子ども自身が正しい知識のもと、「自分の身は自

分で守る」意識をはぐくむ教育の充実を図ること。

- 警察や少年サポートセンター、こどもサポートセンターと連携して、犯罪被害防止教室や交通安全教室を開催するなど、被害の未然防止に努めること。

(4) 安全に係る情報教育の推進

- 情報社会が進展し、日常生活における情報機器などの利用が一般化していくなかで、子どもがマナーの重要性やパソコン・スマートフォンなどの利便性の裏に潜む危険性を理解し、被害者にも加害者にもならないよう、正しい使用について指導するとともに、情報活用能力が高まるような取組みを推進すること。
- 携帯電話等への過度の依存からの脱却を図るため、学校への携帯電話等の持ち込みについては原則禁止とすること。その際、家庭でのルールづくりなどに関する保護者への啓発も行うこと。

(5) 悩みや不安を抱える子ども・保護者の支援

- 就学や進路に係る支援や相談体制を充実させ、子どもの学ぶ機会を確保するとともに、学習意欲を向上させるよう支援すること。その際、教育委員会や教育支援センターの相談窓口、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーならびにコミュニティソーシャルワーカーとそれぞれの専門性をいかした連携を図ること。
- 子育てに悩みや不安をかかえる保護者に対して、地域人材を活用した家庭教育支援サポーター（家庭訪問型と学校配置型）を効果的に活用するなど、保護者のエンパワメントを図ることをはじめ、早期支援・早期対応に努めること。また、「親学習」講座の実施など、保護者に学習機会の提供を積極的に行うこと。

